

静岡県労働委員会告示第3号

労働委員会が保有する保有個人情報記録された公文書の開示の実施に要する費用等を定める要綱（平成17年静岡県労働委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和元年7月1日

静岡県労働委員会会長 安間龍彦

改正前			改正後		
別表 (略)			別表 (略)		
公文書の種類	開示の実施の方法	金額	公文書の種類	開示の実施の方法	金額
1 文書又は図画	(1) 写しの交付（ <u>日本工業規格</u> （以下「JIS」という。）A4、B4又はA3の用紙を用いて行うものに限る。）	(略)	1 文書又は図画	(1) 写しの交付（ <u>日本産業規格</u> （以下「JIS」という。）A4、B4又はA3の用紙を用いて行うものに限る。）	(略)
	(略)			(略)	
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。